

## 第3次奥州市環境基本計画及び奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編等策定支援業務 基本仕様書

### 1 業務名称

第3次奥州市環境基本計画及び奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編等策定支援業務

### 2 業務の目的

本市における環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、奥州市環境基本条例（平成19年奥州市条例第3号）の規定に基づき定めた第2次奥州市環境基本計画の計画期間が令和8年度末で満了となる。

また、世界的に深刻さを増す地球温暖化への対策のため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）により定めることとされる地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編について、令和6年8月7日に当市において「奥州市2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したことを踏まえ、その具体的なロードマップを描くために新たに策定する必要性が生じている。さらに地球温暖化を原因とする熱中症などの気候変動の影響への適応のため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）の規定により地域気候変動適応計画の策定も求められている。

これらの状況を踏まえ、本業務は、奥州市環境基本計画、奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編及び区域施策編並びに奥州市地域気候変動適応計画の4計画を一体的に策定し、令和9年度を計画期間の始期とする第3次奥州市環境基本計画の策定を支援することを目的とする。

### 3 委託業務の履行期間

契約締結日から令和8年2月20日（金）まで

### 4 委託業務の内容

本業務は、「第3次奥州市環境基本計画及び奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編等策定支援業務」に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。

この基本仕様書における業務内容は、第3次奥州市環境基本計画及び奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編等策定支援業務に必要と思われる基礎的事項を明記している。

なお、プロポーザル実施により選定した業務受託候補者のプロポーザルにおけるプレゼンテーション審査の際の企画提案を踏まえ、業務受託候補者との協議を行い、より詳細な業務の内容を整理、規定した特記仕様書を作成する。

(1) 策定支援の対象とする計画

ア 第3次奥州市環境基本計画

(予定計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月）））  
奥州市環境基本条例（平成19年奥州市条例第3号）

イ 第3次奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編

(予定計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月）））  
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

ウ 奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編

(予定計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月）））  
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

エ 奥州市地域気候変動適応計画

(予定計画期間：10年間（令和9年度～令和18年度（2027年4月～2037年3月）））  
気候変動適応法（平成30年法律第50号）

(2) 策定方法

(1)ア～エの4計画を第3次奥州市環境基本計画に内包し、一体的に策定する。

ただし、法令等により各計画において必要とされる事項や計画の表現、策定後の運用上、効果的な表現が見込まれる場合には、適宜、計画を区分して記載する。

(3) 基礎調査等

ア 4計画の分野に関し最新の国、県の法令、計画、ビジョン等の把握、整理、分析

イ 4計画の分野に関し最新の国、県、他自治体の施策の把握、整理、分析

ウ 4計画の分野に関し当市の既策定計画の内容と進捗状況の整理、分析

エ 4計画の分野に関し当市の施策の状況の把握、整理、分析

オ その他、4計画の分野に関し計画策定に必要とする調査、分析

カ 調査結果について、計画策定業務や策定後の計画運用に資料として使用できるよう報告書を作成すること。

(4) 4計画の分野に関する市民、事業者等を対象としたアンケートの実施、集計、分析、調査結果の活用の支援。なお、アンケートに係る郵送費等経費については委託料の中で見込むこと。

(5) 市民ワークショップ、職員ワーキンググループ、計画策定委員会の運営支援、協議内容の記録、分析、次回開催時の協議内容に関する提案等。

(6) 4 計画の分野に関する研修会等開催支援

(7) 4 計画の分野に関する策定作業への学識経験者の派遣

- ア 学識経験者が計画策定委員会に出席の際に市が支払う報酬（奥州市規定に基づく）及び出発地から会議開催地までの費用弁償（奥州市規定に基づく）を除く各種費用については、業務受託者において負担すること。

(8) 計画案の検討、作成（共通的事項）

- ア 第3次奥州市環境基本計画の構想、構成案の検討と作成支援、及びそれに基づいた計画の作成支援を行うこと。
- イ 4 計画に関する法令等に定められた必須的要素を網羅し、国等が作成した4 計画の策定に係るガイドライン等に記載された内容を踏まえた上で、4 (3)～(5)などの結果を基に分析した奥州市域の自然、経済、社会、その他4 計画策定に必要な情報等を基に、計画に搭載すべき項目、目標や指標、施策や対応策等について、相互関連性に注目し、マルチベネフィットを生み出し4 計画を一体的に策定するメリットを最大化するように、計画内における表現やデザイン、構成の検討、提案を行うこと。
- ウ 4 (3)～(5)の調査結果により判明した第3次奥州市環境基本計画に盛り込むべき項目、目標や指標とすべき事項、目標達成までの行程や施策、対応策等を検討、整理し個別具体的に提案すること。

(9) 各計画における留意事項

4 計画の策定における共通的事項の他、各計画の策定において特に留意する点は以下のとおり。

ア 第3次奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編

- (ア) 市の事務事業におけるGHG排出状況の把握を行い、国等の同種の計画及び第2次奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編の削減目標の設定状況及び達成状況、市のエネルギー消費の状況、エネルギー消費に関わる施設設備の状況を踏まえつつ、市が目指すべき削減目標を検討し提案すること。
- (イ) 設定された削減目標の達成のために必要な対策の検討、提案を行い、各対策によりどの程度の削減がなされるか検討、提案を行うこと。
- (ウ) 市担当課が、市各部局に対して毎年度行う市の事務事業におけるエネルギー使用量調査の方法について、Microsoft ExcelやMicrosoft Accessなどによる調査様式、方法の提案を行うこと。

#### イ 奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編

- (ア) 市域内のGHG排出状況の把握、及びその方法について検討し提案すること。なお、計画策定以降、毎年度、市担当課が可能な限り容易に行え、かつ、年度ごとの比較ができるGHG排出状況の把握方法を検討し提案すること。
- (イ) 市域内のGHG削減に資する施策や対応策について検討し提案すること。

#### ウ 奥州市地域気候変動適応計画

国、県等の同種計画を参考としつつ策定する。

4 (3)基礎調査における調査、分析結果を基に熱中症をはじめとする市域内外の気象情報及び気候変動の影響について把握、分析するとともにその対応策について検討、提案すること。

### 5 注意事項

- (1) 業務受託者は、本業務に十分な経験と知識を有し、本業務の推進に特に意欲的な者を配置のこと。
- (2) 業務受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時、市担当課との打ち合わせを行い、確実に対応ができるようにすること。
- (3) 業務受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、市担当課と協議の上、業務の実施上必要と認められる事項については、実施すること。
- (5) 業務完了後、業務受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに市担当課が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は業務受託者の負担とする。
- (6) 業務に必要な資料で市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合においては、業務が完了した後、当該資料を速やかに返却すること。

### 6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品は原則、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointを使用して作成することとし、市による校正を受け、承認を得てから納品すること。

- (1) 4 (3)ア～エの基礎調査に係る基礎調査報告書（電子データ）
- (2) 4 (4) に規定する市民、事業者等を対象としたアンケートに係る調査結果報告書(電子デ

ータ)

- (3) 市民ワークショップなどの協議において作成した協議資料や協議記録（電子データ）
- (4) 計画策定に関し開催した研修会に関する資料（電子データ）
- (5) 計画策定作業において行った調査、協議に基づく分析結果やそれに基づき市担当課に提案した内容等に関する資料（電子データ）
- (6) 市担当課との協議に関する協議内容報告書（電子データ）
- (7) 計画の構想、構成案又は計画素案等の計画書印刷用版下データに使用するもの（電子データ）
- (8) 岩手県「令和7年度 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助金」の手續に関し必要な成果品又は資料若しくは書類（電子データ及び紙媒体）
- (9) その他、計画完成に資する資料等（電子データ）

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

## 8 担当課

所在地       〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地  
担当課名     奥州市市民環境部GX推進室  
電話         0197-34-2062  
電子メール   gx@city.oshu.iwate.jp